

# 社労士法人 大竹事務所 通信

2023年6月(Vol.195)

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD三休橋 301  
電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795  
e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp  
URL：http://osaka-otake.com/

## ハラスメントが起きたときの 職場の対応は？

### ◆企業におけるハラスメント対応

改正労働施策総合推進法の施行により、令和2年6月（中小企業では令和4年4月）から職場のパワハラ防止対策が義務化され、多くの企業ではハラスメント防止対策に一層取り組んでいるところです。

労働者側のハラスメントへの意識も高まっていることで、現場では様々なハラスメント事案への対応に迫られる機会も増えていることでしょう。

### ◆ハラスメントが起きたときの対応

実際にハラスメント事案が発生した場合の対応については、最も悩ましいところです。東京都産業労働局「職場のハラスメント防止への取組等 企業における男女の雇用管理に関する調査」によれば、従業員が相談した際の職場の対応は「被害者へのヒアリング」の割合が多く、行為者への処分としては、「けん責（口頭又は文書での注意等）」が62.5%で最多、次いで「配置転換」29.4%、「出勤停止」11.3%、「降格」11.0%が続いています。被害者への対応は、「加害者を配置転換させる等当事者間を引き離すよう人事上の配慮をした」が58.6%で最多、「被害者の精神的なショックが大きかったため、メンタルケアを行った」28.8%、「加害者から被害者への謝罪をあっせんした」25.2%となっています。

### ◆難しい対応を迫られる

ハラスメント事案が発生し、当事者や第三者への事実確認のヒアリングを行ったものの、判断に迷うというケースは少なくありません。その後の対応がさらなるトラブルを生む可能性もあります。企業としては、

状況を踏まえて引き続き適切な対応を検討していく必要があるでしょう。

【東京都産業労働局「職場のハラスメント防止への取組等 企業における男女の雇用管理に関する調査」】

[https://www.sangyo-](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/1be96aac53912c555aea1ea55f8330e8.pdf)

[rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/1be96aac53912c555aea1ea55f8330e8.pdf](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/1be96aac53912c555aea1ea55f8330e8.pdf) ※URL をコピー＆ペーストしてご利用ください

## フリーランス保護新法が成立しました

令和5年4月28日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（フリーランス・事業者間取引適正化等法案）」が参院本会議で可決・成立しました。この法律では、特定受託事業者（フリーランス）へ、物品の製造、情報成果物の作成またはサービスの提供を委託する特定業務委託事業者に対し、「取引の適正化」と「就業環境の整備」を求めています。法案の概要は、以下のとおりです。

### ◆取引の適正化のために

- (1) 業務内容、報酬の額等を書面やメール等により明示する
- (2) 納品された日から60日以内に期日を設定して報酬を支払う（再委託の場合は、発注元の支払期日から30日以内）
- (3) 継続業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為、ならびに⑥・⑦の行為によって不当に利益を害する行為をしてはならない
  - ① 不当に納品を拒否すること
  - ② 不当に報酬を減額すること
  - ③ 不当に返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること

- ⑤ 正当な理由なく物の購入・サービスの利用を強制すること
- ⑥ 金銭、サービスその他の経済上の利益を提供させること
- ⑦ 不当に業務内容を変更させたり、やり直しさせたりすること

#### ◆就業環境の整備のために

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、正確かつ最新の内容を提供する
- (2) 育児・介護等と両立して委託された業務を行えるよう、申出に応じて配慮する
- (3) ハラスメント行為への相談対応等、体制整備等の措置を講じる
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として30日前までに予告する

#### ◆違反した場合等の対応

- (1) 公正取引委員会、中小企業庁長官または厚生労働大臣からの助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令
- (2) 命令違反および検査拒否等をすると50万円以下の罰金（法人両罰規定あり）

施行日は公布の日から1年6カ月以内とされています。フリーランスに委託している業務がある場合は、取引方法などに問題がないか、早めに確認するようにしましょう。

【内閣官房「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（フリーランス・事業者間取引適正化等法案）の概要」】

<https://www.cas.go.jp/jp/houan/230224/siryou1.pdf>

### 「残業」は 転職先選びに影響する重要事項

エン・ジャパン株式会社は、令和5年5月8日、「社会人1万人の「残業」実態調査—『エン転職』ユーザーアンケート」を公表しました。運営する総合求人サイト『エン転職』上でユーザーを対象にアンケートを実施し、1万2,940名から回答を得ました（調査期間は令和5年2月22日～3月28日）。

#### ◆「残業の有無や平均時間」が転職先選びに影響していると回答したのは84%

「転職活動をする上で、残業の有無や平均時間等は、企業選びにどの程度影響しますか？」の質問に対し、「とても影響する」が最多で49%、「少し影響する」は35%で、合わせて84%が「影響する」と回答しました。

年代別で見ると、20代、30代は半数以上が「とても影響する」（20代：55%、30代：56%）と回答し、「少し影響する」と合わせると、20代は89%、30代は88%に上ります。また男女別では、「とても影響する」と回答した男性が44%に対し、女性は54%と10ポイントの差がありました。男性より女性のほうが、企業選びで残業時間を重要視していることがわかります。

#### ◆残業時間が「増加傾向」は26%、「減少傾向」は24%。半数は「変わらない」

「ここ数年で、あなたの残業時間は増加傾向ですか？ 減少傾向ですか？」の質問には、「変わらない」が50%と半数を占めました。「増加傾向」は26%、「減少傾向」は24%で、ほぼ同率でした。

業種別で残業時間が増加傾向だったのは、「コンサルティング・土業」が最多で36%、一方、減少傾向は「メーカー（機械・電気・電子など）」が最多で32%でした。

#### ◆残業時間の増加理由は「人手不足」、減少理由は「企業の残業制限」

残業が増加傾向と回答した人にその理由を聞いてみると、「人員が足りないため」が最多で75%でした。次いで「仕事量が増えてきたため」が67%と続きます。一方、残業時間が「減少傾向」と回答した人の理由は、「残業が制限されたため」が最多で42%でした。

#### ◆残業代の割増制度を知っている人は4割弱

中小企業で働く人の「月60時間を超える残業代の割増率が50%に引き上げ」されることを知っているかの問いには、「知っている」は39%（内容も含めてよく知っている9%、概要だけ知っている30%）

と、全体の4割弱に留まりました。

引上げについては、「とても良いと思う」（47%）と「良いと思う」（33%）を合わせた80%の人が好感を示しています。一方で、引上げが「良くないと思う」（とても良くないと思う1%、良くないと思う8%）という声も1割弱ありました。

【エン・ジャパン株式会社「社会人1万人の『残業』実態調査」】<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2023/32805.html>

## 新型コロナウイルス感染症の 5類感染症移行後の対応

### ◆5類移行に伴う新型コロナに対する考え方は？

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけを「5類感染症」に引き下げ、マスクの着用や外出自粛の要請は季節性インフルエンザと同様に、企業や個人に委ねられることになりました。

そのうえで、厚生労働省は、新型コロナウイルスに感染した場合、これまでの分析結果や諸外国の事例を踏まえ、以下を推奨しています。

○発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える

○発症後10日間が経過するまでは、マスクを着用し高齢者等との接触は控える

また、濃厚接触者として保健所から特定されることはなくなり、外出自粛を要請されることはなくなりました。

家族や同居者が新型コロナウイルスに感染した場合は、可能であれば部屋を分け、感染者の世話はできるだけ限られた人のみで行うことなどに注意する必要があります。また、感染者の発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意し、7日目までは発症する可能性があるため、マスク着用等の感染対策や周囲への配慮が必要です。

### ◆医療提供体制について

これまでは新型コロナウイルスに感染した場合、限られた医療機関でのみ受診可能でしたが、5月8日以降は、幅広い医療機関での受診が可能になります。また、PCR検査や入院・外来の医療費については、季節性インフルエンザなどと同様に健康保険が適用され、1割から3割の自己負担が基本となります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、これまでは療養担当者意見欄（申請書4ページ目）の証明の添付が不要でしたが、5月8日以降の申請については、医師の証明が必要となりますので注意が必要です。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/coronavirus.html>

【全国健康保険協会「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請について」】

[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/covid\\_19/shinsei/](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/covid_19/shinsei/)

## 6月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

### 1日

- 労働保険の年度更新手続の開始  
＜7月10日まで＞【労働基準監督署】

### 12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞【公共職業安定所】
- 特例による住民税特別徴収税額の納付  
【郵便局または銀行】

### 30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付  
＜第1期分＞【郵便局または銀行】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）  
＜雇入れ・離職の翌月末日＞【公共職業安定所】

### 雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票【事業場】

## 編集後記

6月です。5月も暑かったですね。これから雨のシーズンに入りますので、今一度防災用品のチェックなどをなさってください。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。（R.O）



## スタッフブログより

### 【カンイチ】

先日とある方から、岡山県で毎年「24 時間 100km ウォーキング」なるイベントがあることをお聞きしました。私は部活動経験も無く、運動らしい運動はしたことがありません。なのに、なぜかとても興味を惹かれました。

その方は、「完走できなくとも大丈夫。まずはスタートラインに立つこと。」とお話し下さいました。

「絶対行く！」今年はエントリーに間に合いませんでしたが、来年は参加します^^

そのお話しをお聞きしてからすぐの週末に、「靴」「靴下」「ランニング用タイツ」「ランニング用ショートパンツ」と買い揃えました。形から入るタイプです(笑)

そして翌日、日曜日お昼過ぎから、「カンイチ」を実行してみました。

「カンイチ=環状線一周」ウォーキングです。

桜ノ宮駅～京橋駅まで内周りでぐるっと一周しましたが、結果「5 時間半、31km」(家 to 家です。)でした。最後の方は疲れてきましたが、案外いける、と手応えありでした。

実は、昨年よりお酒を飲んだ帰りには、自転車を押して帰宅しています。夜中に。家まで 1 時間ほどです。

これが効いてるのかな～と感じています。

GW にはもう少し遠出してみようと考えています^^  
おおたけ (2023-05-04)

### 【大変そうなことでも受けとめ方次第】

5 月に入ったと思ったら、ゴールデンウィークが過ぎてあっという間に半ばとなりました。

5 月から、妻の職場復帰に伴い私は子どもたちを保育園に送ることになりました。(妻が再び産休に入るまで、束の間ではありますが。)

朝、自分の用意に加えて、子どもにご飯を食べさせて(ご飯の用意は妻がしてくれていて助かります)、食べた後の食器を片づけ、服を着替えさせ(おむつのチェックも)、先生への連絡ノートを書き、持ち物をチェックしてやっと家を出発します。

\*子どもがおもらしをしていたり、ご飯をなかなか食べなかったりというトラブルも発生します。

保育園に到着したら、持ち物(着替えなど)を所定の場所へ置いていきます。二人の子どもは組が違うので、置き場所もそれぞれ別になります。持ち物の設置を終えたら、子どもたちに別れを告げ、先生に挨拶をし、最後に専用のアプリで入室登録。

初日は勝手が分からず特に大変でした。

数回経験をして、今では密かに楽しくなってきました。何より、「朝から起きている子どもと過ごせる」ことが嬉しいです。

これまで平日は、子どもが起きる前に家を出て、子どもが寝た頃に帰ってくるというリズムでした。

以前ブログで、「たまに早起きをした娘に『行ったらっしょい』と元気をもらった」ことを書きましたが、それが日々起きている感覚です。

(妻からは珍しがられました。^^)

やることが増えてしんどそうなことでも、見方/感じ方次第で変わるものなのだと字実感することができました。

休みの日を除けばあと 2 週間ちょっとのことですが、楽しみながらしっかり送っていこうと思っています。  
にしぐち (2023-05-16)

### 【弊所主催のセミナーを行いました】

5 月 24 日は弊所主催のセミナーを行いました。

テーマは「求人票の書き方 採用面接の進め方」です。

第二部は私が講師をつとめたのですが、皆様一生懸命ワークに取り組んで下さって、本当に皆様に助けられました。

セミナー中に「求める人物像」を考えて書いてみましょう、というワークを行ったのですが、一部の方の手が止まったように思います。

ポイントは「うちにとっていい人」です。他社さんにとっていい人であっても、うちにとっていい人とは限りません。「うちにとっていい人ってどんな人ですか？」こんなテーマで社内の皆さんと話し合い、コミュニケーションを深めてみるのは如何でしょうか。  
おぎの (2023-05-29)